

規 則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「第二十七条第一項第二号及び第三号口において同じ。」は、その延長の十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口を控除した長さ以上の部分について緑化を行うもの」を「以下同じ。」（接道部に消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他の法令により緑化を行うことができない部分が存する場合にあつては、その部分を除いた部分。以下この号において同じ。）における緑化を行う部分の長さは、接道部の長さの十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口の部分を除いた部分の長さ以上」に改める。

第二十七条第一項第三号ハを同号トとし、同号ロ中「緑化」の下に「を行う部分」を加え、同号ロを同号へとし、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積

ロ 接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ

ハ 接道部における出入口の部分に係る長さ

ニ 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積

第二十九条の表中「越谷市」の下に「、戸田市」を加える。

様式第七号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）、様式第八号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）及び様式第九号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）を次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ()	1 あり (%)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積 (全体)	
S	m ²

接道部の長さ	
L	m

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積	
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積	
(別紙2の緑化面積等計算表の①)	
T'	m ²

法令により緑化を行うことができない区域の面積	
S'	m ²

法令により緑化を行うことができない部分の長さ	
L' 1	m

出入口の部分に係る長さ	
L' 2	m

(緑化面積の基準算定式)
1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)
 $\ell = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$
いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)
 $t = T' / 20 \text{ m}^2$

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a	ℓ	t
	m ²	m	本

◎ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A	L 1	T
	m ²	m	本

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む。)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。)、及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合)を添付すること。
- 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L' 1)が存する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

緑化計画変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付けで届け出た緑化計画について次のとおり変更したいので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第2項の規定により届け出ます。

変更内容（該当する□に✓印を記入すること。）

□届出者

変更前	変更後
住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

□敷地面積等

敷地面積（全体）		
S	(変更前) m ²	(変更後) m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積		
S'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

□接道部等の長さ

接道部の長さ		
L	(変更前) m	(変更後) m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ		
L' 1	(変更前) m	(変更後) m
出入口の部分に係る長さ		
L' 2	(変更前) m	(変更後) m

□樹木の植栽面積

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地地上部において樹木による 緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)		
T'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

(緑化面積の基準算定式)

- 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
- その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$$l = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

□緑化基準

基準	緑化を要する面積		緑化を要する接道部の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	a	(変更前) m ²	(変更後) m ²	l	(変更前) m	(変更後) m	t	(変更前) 本

□緑化計画

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)		接道部の緑化を行う部分の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	A	(変更前) m ²	(変更後) m ²	L 1	(変更前) m	(変更後) m	T	(変更前) 本

注 緑化計画変更後の図面を添付すること。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付け（年 月 日付け変更）で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等（ ）	1 あり（ %）
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
S m ²	L m	敷地地上部において樹木による緑化を行う面積
法令により緑化を行うことができない区域の面積	法令により緑化を行うことができない部分の長さ	（別紙2の緑化面積等計算表の㉠）
S' m ²	L' 1 m	T' m ²

出入口の部分に係る長さ
L' 2 m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$\ell = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は
 $(L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$t = T' / 20 \text{ m}^2$

基 準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

㉠ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

完 了	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注 緑化計画届出書（緑化計画変更届出書）の内容と実績が異なる場合には、位置図（行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの）、緑化完了平面図（建築物上の緑化に係るものも含む。）、緑化完了断面図（壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。）及び建築物立面図（建築物上の緑化を行った場合に限る。）を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十九条の規定は、この規則の施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。